

**下請セーフティネット債務保証事業
及び地域建設業経営強化融資制度について**

豊島区と工事請負契約を締結した中小・中堅元請建設事業者の資金調達の円滑化を図るための「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」について下記のとおりご案内します。

1. 制度の概要

(1) 下請セーフティネット債務保証事業

本制度は、元請事業者が、区から債権譲渡の承諾を得て、未完成工事代金債権を事業協同組合等に譲渡し、これを担保に事業協同組合等から融資を受けることができる制度です。本制度により元請事業者は、工事の施工過程で、下請事業者への工事代金の支払等を目的とした低金利率の資金融資を受けることが可能となり、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

(2) 地域建設業経営強化融資制度

本制度は、建設事業者が、区に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含めた流動化を促進する等により、建設事業者の金融の円滑化を推進することを目的とする制度です。

2. 対象となる建設業者

豊島区が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設事業者

3. 対象工事

- ①請負金額が 1,000 万円以上であること。
- ②対象工事の進捗率が全体の概ね 50%以上であること。
- ③債権譲渡の承諾に係る年度内に完了が見込まれる工事であること。
- ④当該請負契約の履行期限までに 2 週間以上あること。

4. 手続きの流れ

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業…別紙 1
- (2) 地域建設業経営強化融資制度 …別紙 2

5. 適用時期

平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

ただし、地域建設業経営強化融資制度に係る取扱いは、令和 8 年 3 月 31 日までの間に限ります。

※詳細については、「工事請負代金の債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」をご覧ください。

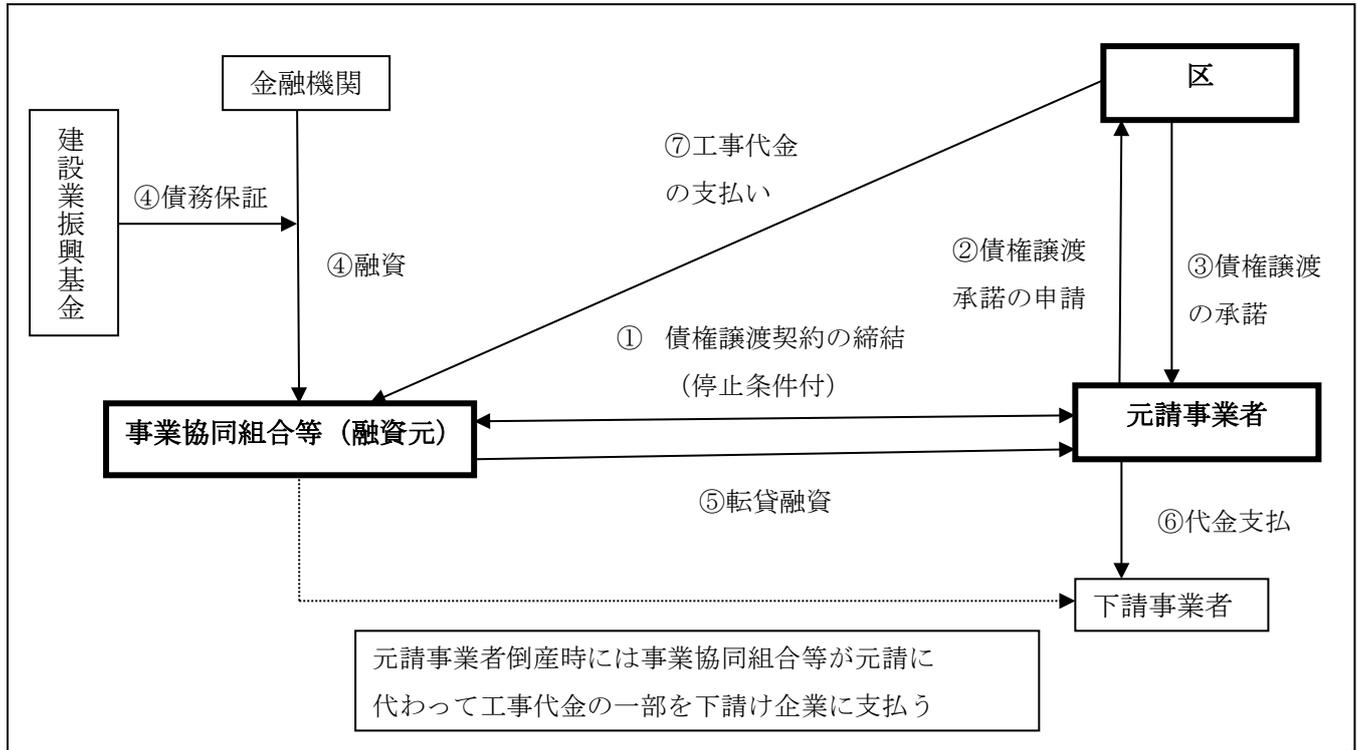
【お問い合わせ先】

豊島区総務部契約課契約グループ

電話：4 5 6 6 - 2 5 6 6

下請セーフティネット債務保証事業の基本スキーム

1. フロー図



2. 手続きの流れ

- ①本事業の利用を希望する元請事業者は、まず事業協同組合等との間で、区の承諾を条件とした債権譲渡契約（停止条件付）を締結する。
- ②次に、元請事業者と事業協同組合等との連名で、区に債権譲渡承諾の申請を行う。
- ③これに対し、区は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行う。
- ④債権譲渡が承諾されたら、事業協同組合等は、一般財団法人建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関からの借入れを行う。
- ⑤事業協同組合等は、元請事業者に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で転貸融資を行う。
- ⑥元請事業者は、事業協同組合等から借り受けた資金を一次下請事業者に支払う。
- ⑦区は、工事完成後、債権譲受人である事業協同組合等に対し工事代金を支払う。

※通常の場合

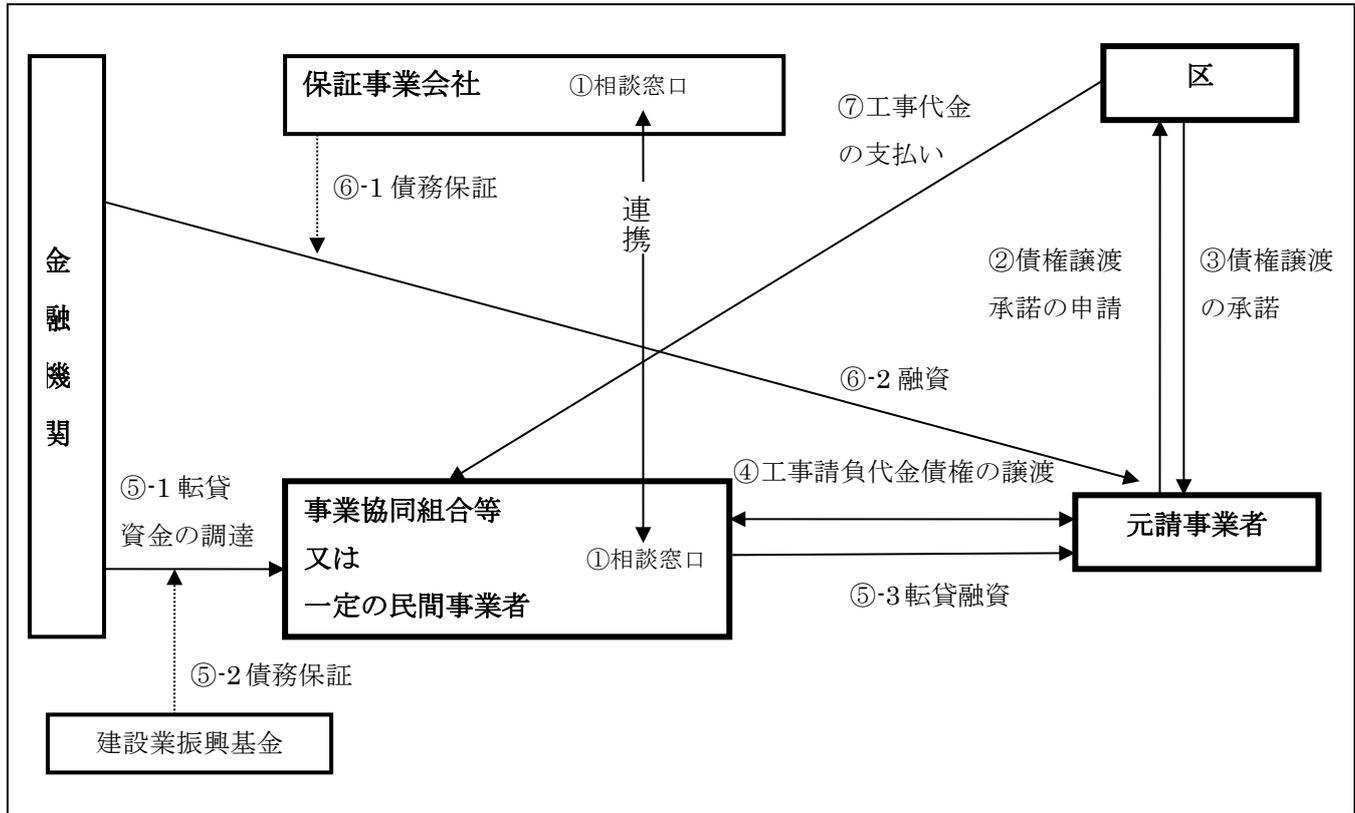
事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請事業者に貸し付けた金額を清算のうえ、残額があれば元請企業に返還する。

※元請事業者が倒産した場合

事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請事業者に貸し付けた金額を清算のうえ、債権譲渡契約の定めに従って、下請け保護策を講じる。

地域建設業強化融資制度の基本的スキーム

1. フロー図



2. 手続きの流れ

- ①本制度の融資を希望する元請事業者は、あらかじめ事業協同組合等又は一定の民間事業者のいずれかに相談する。
- ②次に、元請事業者と事業協同組合等又は一定の民間事業者との間で、区の承諾を条件とした債権譲渡契約（停止条件付）を締結する。
- ③これに対し、区は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行う。
- ④元請事業者は、事業協同組合等又は一定の民間事業者へ工事請負代金債権の譲渡を行う。
- ⑤事業協同組合等又は一定の民間事業者は、一般財団法人建設業振興基金の保証により、金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について元請事業者に融資する。
- ⑥金融機関は、前払金保証契約を締結した工事のうち、出来高を超える部分について、保証事業会社の保証により、元請事業者に融資する。
- ⑦区は、工事完成後、債権譲受人である事業協同組合等又は一定の民間事業者に対し工事代金を支払う。